

権利擁護サポートセンターだより

第3号（市民後見人養成講座修了生と市町村向け）

お知らせ

●「市民後見人養成講座フォローアップ研修」を開催します。

市民後見人養成講座修了生及び、日常生活自立支援事業の生活支援員を主な対象として、日々の支援に役立つ知識や技術の習得、且つ向上を図ることを目的に、令和元年度第1回「市民後見人養成講座フォローアップ研修」を下記のとおり開催いたします。

市民後見人養成講座修了生の参加申し込みについては、お住まいの市町村又は市町村社会福祉協議会から改めて、ご案内があります。

- 1 日 時：令和元年 12 月 20 日（金）10 時 00 分から 12 時 00 分
- 2 場 所：笠間市地域交流センターいわま「あたご」（笠間市下郷 4438 番地7）
- 3 講 義：「判断能力が不十分な方の意思決定支援（基礎編）」（仮題）
講師 茨城県社会福祉士会 会長 竹之内章代氏
- 4 対 象 者：平成 30 年度市民後見人養成講座修了生
定住自立圏内市町村担当職員
定住自立圏内市町村社会福祉協議会職員
（日常生活自立支援事業における生活支援専門員及び生活支援員）



●「那珂市障がい者フェスティバル」にて、成年後見制度の講演会を行います。

令和元年 12 月 4 日（水）、『那珂市総合センターらぼーる』（那珂市古徳 371 番地）にて、「令和元年度那珂市障がい者フェスティバル」が開催されます。視聴覚室を会場に、社会福祉士を講師に成年後見制度に関する講演を行います。また、成年後見制度の啓発ブースと、成年後見制度に関する相談ブースを設けます。

当フェスティバルは、毎年、障害者週間（12 月 3 日から 9 日）の期間中において、障がい者に関する周知・啓発等を行い、障害者基本法における基本原則に関する関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加促進することを目的として実施しています。当日は、障がい理解促進のための映画「僕はラジオ」の上映や就労支援事業所の物品販売会及び展示会等を行っております。ぜひ、ご参加ください。

なお、講演会は**事前予約**となりますので、権利擁護サポートセンターへ電話（029-309-5001）で、お申し込みください。

【別紙チラシをご覧ください】

● 法人後見受任状況（県央地域定住自立圏域内） 令和元年10月末日現在

- 受任件数 24 件：水戸市社協 15 件，ひたちなか市社協 2 件，東海村社協 7 件

受任社協名	市町村名	後見	保佐	補助	計
水戸市社協	水戸市	11		1	12
	笠間市	1			1
	小美玉市	2			2
ひたちなか市社協	ひたちなか市	2			2
東海村社協	東海村	4	3		7
合計		20	3	1	24

- 受任予定件数 1 件：水戸市社協 1 件（水戸市 1 件）

ニュース

● 「福祉にっこりまつり」（小美玉市）にて，成年後見制度の普及啓発を行いました。

令和元年9月29日（日）『小美玉市生涯学習センター「コスモス」』にて開催された「小美玉市福祉にっこりまつり」において，成年後見制度の普及啓発を目的として「成年後見制度に関する市民向け学習会及び相談会」を開催しました。

【別紙報告書をご覧ください】

ワンポイントコーナー

Q 介護保険サービスの訪問介護サービス（ホームヘルプサービス）とは？

A 介護福祉士や介護職員初任者研修などを受講し資格を持つ訪問介護員（ホームヘルパー）が，利用者の自宅を訪問し，援助するサービスです。サービスは3つに分かれており，食事・排泄・入浴などの基本的な生活において，直接利用者に対して支援や介助をする「**身体介護**」，調理や掃除など，利用者の生活環境を整備したり，生活が整うように支援する「**生活援助**」，介護タクシーで訪問介護員の資格を持つ運転手が利用者を介助し，病院での受診手続きなどを行う「**通院等乗降介助**」があります。また，同時間であってもサービスによって単位（利用料金）が変わります。

利用したい場合は，市町村担当窓口や介護支援専門員（ケアマネジャー）にご相談ください。



発行

社会福祉法人水戸市社会福祉協議会 権利擁護サポートセンター

住所：水戸市赤塚1丁目1番地 電話：029-309-5001

E-mail：kenriyouto@mito-syakyo.or.jp

ホームページ：<http://www.mito-syakyo.or.jp/soudan/kouken.html>



ホームページ
QRコード